

教学指第 8 7 5 号
教特第 5 6 9 号
教体第 5 7 2 号
令和 3 年 9 月 2 9 日

各県立学校長 様

教育振興部学習指導課長
教育振興部特別支援教育課長
教育振興部体育課長

緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の扱いについて（通知）

本県を対象とした緊急事態宣言が令和 3 年 9 月 3 0 日をもって解除となることから、1 0 月 1 日以降の県立学校の部活動の扱いについては、別紙のとおりとし、「緊急事態宣言の延長に伴う同宣言期間中の県立学校の部活動の扱いについて（通知）」（令和 3 年 9 月 1 0 日付け教学指第 7 6 9 号・教特第 5 1 5 号・教体第 5 3 0 号）は、本通知をもって廃止します。また、「緊急事態宣言解除後の県立学校における部活動について（通知）」（令和 3 年 3 月 1 9 日付け教学指第 1 5 9 8 号・教特第 9 1 7 号・教体第 9 2 5 号）も、本通知をもって廃止します。

部活動はこれまで発生した事例から、集団感染や広域的な感染につながる可能性があることを踏まえ、引き続き下記の点に留意するなど、感染防止対策を徹底するとともに、部活動の実施については、地域の感染状況に応じて慎重に判断するようお願いします。

なお、今後の感染状況により、部活動の扱いを変更する場合には、改めてお知らせします。

記

- 1 体調がすぐれない生徒、家族に体調不良の者がいる生徒は活動に参加させないなど、顧問も生徒も体調が万全な状態で活動を行う。
- 2 登下校や大会等の移動時には、友人と会食をするなどの寄り道をしない。
- 3 休日は、午前または午後の活動とし、昼食を挟まない。
- 4 大会時など食事を摂る場合には、会話を控え（黙食）、同じ方向を向くなど、感染防止対策を確実に行う。
- 5 更衣などマスクを外しているときには、会話をしない。

【担 当】

教育庁教育振興部

学 習 指 導 課 森田 0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 5 6

特別支援教育課 中田 0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 4 5

体 育 課 鈴木 0 4 3 - 2 2 3 - 4 1 0 8

別紙

緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の扱い

1 学校での活動（通常の練習）について

- ・部活動ガイドライン及び各学校の部活動の方針に基づき行う。
ただし、10月14日（木）までの2週間は移行期間として、平日は放課後のみ90分以内、休日は昼食を挟まず3時間以内の活動とし、平日及び休日それぞれ1日以上の子養日を設ける。
- ・大会2週間前から大会までの間の部の活動時間等は、各学校の部活動の方針による。

2 大会参加について

<移行期間>

- ・県内の公式大会への参加は認める。
- ・県外の大会については、高体連、高野連、小中体連、高文連、中央競技団体等が主催する全国大会、東日本大会、関東大会への参加は認める。
- ・上記大会以外の県外の大会への参加については、担当課と事前協議を行う。

<10月15日以降>

- ・県内及び県外大会への参加を認める。大会参加の必要性を十分に検討し、大会を精選して参加する。

<移行期間及び10月15日以降>

- ・遠方で大会が行われるなど宿泊が必要な場合は、感染防止対策が十分に取られている宿泊施設を利用する。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。
- ・移動時は、友人と会食等の寄り道をしない。

3 練習試合等について

<移行期間>

- ・練習試合、合同練習は行わない。
- ・ただし、参加する県内大会の2週間前からは、県内のみ練習試合を認めるが、県外チームとの交流及び宿泊を伴う遠征は行わない。また、相手校の数や参加する生徒は、必要最小限とする。
- ・県代表として全国大会等への出場が決まった場合は、感染防止対策を徹底した上で、大会までの間の練習試合などの県外遠征及び宿泊を認める。宿泊は、感染防止対策が十分に取られている宿泊施設を利用し、部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。

<10月15日以降>

- ・県内及び県外のチームとの練習試合や合同練習を認める。練習試合の必要性を十分に検討し、練習試合の相手校や回数などを精選する。

<移行期間及び10月15日以降>

- ・演奏会や発表会では、観覧者は生徒、保護者及び学校関係者など必要最小限とするとともに、観覧者の間隔を確保するなどの感染防止対策を徹底し、実施する

4 合宿練習について

<移行期間>

- ・学校施設を利用しての校内合宿は行わない。
- ・大会時の宿泊同様に感染防止対策を徹底した上で、県内で、感染防止対策が十分に取られている校外の宿泊施設に宿泊する場合は可とする。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。

<10月15日以降>

- ・学校施設を利用しての校内合宿は行わない。
- ・大会時の宿泊同様に感染防止対策を徹底した上で、県外でも、感染防止対策が十分に取られている校外の宿泊施設に宿泊する場合は可とする。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。